

神奈川県小田原児童相談所の第三者評価
報告書

(令和7年度1月)

一般社団法人日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人日本児童相談業務評価機関は以下の方法で神奈川県小田原児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

—目次—

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	13
第Ⅳ部社会的養護で生活する子どもへの支援.....	15
第Ⅴ部社会的養育の推進.....	17
第Ⅵ部家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部市区町村や関係機関との連携.....	19

総評

(2025年10月27日(月)~28日(火)実地調査実施分)

総評

【はじめに】

神奈川県小田原児童相談所（以下、「小田原児相」とする）は2市8町を管轄し、管轄人口は33.4万人、横浜市と川崎市を合わせた面積を上回る約635km²という面積を管轄しています。なお一時保護施設（以下、「一保」とする）は付置されていません。

組織としては、庶務を担当する管理課、子ども相談課、子ども支援課の3課体制です。子ども相談課には児童心理司（以下、「心理司」とする）を中心とした心理支援グループと、障害相談、育成相談を担当する相談支援グループがあり、それぞれのグループにスーパーバイザー（以下、「SV」とする）が1人配置されています。子ども支援課は、児童福祉司（以下、「福祉司」とする）を中心とした市町村育成を担当する支援担当グループ、管轄市町の地域と社会的養護を担当する福祉司の2グループがあり、各グループにSVが1人配置されています。なお子ども支援課には、そのほかに子どもの家庭復帰を調整する親子支援チーム2人、里親担当2人や虐待対応協力員なども配置されています。

職員の法定配置基準は福祉司31人、心理司15人ですが、現在の実員は臨時的任用職員を含めて福祉司25人、心理司9人で、合計12人の欠員となっています。

【優れている点】

○良好な職場環境と専門職としての矜持

・ヒアリングでお会いした小田原児相の職員全体が明るく、今年度は多数の欠員という状況下で病欠や退職が出ていないのは、業務多忙な中でも職員同士の関係が良く、「相談しやすい雰囲気」を保っており、とてもいいチームであることの現れでしょう。

・また自分たちの業務にプライドと責任を持ち、よりよい支援を行うため、これまでに様々な工夫をされてきていることもうかがい知れました。このような組織の雰囲気を維持し、モチベーションを保ちながら仕事ができる体制なのは、所長はじめ、課長、SVの方々の努力が大きいと感じました。ぜひ継続していただきたいと願っています。

・また県の福祉司はすべて福祉職が担っており、心理司や保健師も含め小田原児相の職員一人ひとりが子どもの安全と権利擁護を意識して、ていねいに子どもや保護者に対応している様子が事例を通して確認できました。

○家庭復帰支援体制の充実

・神奈川県（以下、「県」とする）の児童相談所（以下、「児相」とする）全体での取り組みではありますが、施設入所・里親委託中の子どもの家庭復帰に向け、福祉司と心理司の2人による親子支援チームを設置して取り組んでいることは評価できます。

○援助方針会議におけるDX推進

・Web会議システムを使った全員参加の援助方針会議の開催や、かながわ児童相談所情報ネットワークシステム（以下、「児相システム」とする）にケース情報をすべて入力し、子どもの意見聴取等措置や措置決定に向けたフローチャートなどを児相システムで共有し援助方針会議で確認することができるなど、積極的にDX化を図っている点は評価できます。できれば、県全体でWeb会議システムが使えることを活かし、一保の職員が援助方針会議に参加して行動観察結果を直接報告できるように、援助方針会議が他の児相とかぶらないような時間設定の工夫についてご検討いただきたいと思います。

【改善が必要な点】

○社会的養護・人員体制の逼迫による支援機能の低下

・最大のボトルネックは、児童養護施設等の職員不足により、新たな受け入れが難しい点にあります。このため、一時保護後に適切な児童養護施設等へ移行できない子どもが生じ、行き先を待つ間、一保から出られない状況が続いています。その結果、一時保護児童数の定員超過や保護期間の長期化が常態化しています。こうした状況は、施設・市町村の不満や子どもの危険度の上昇の可能性にもつながっています。

・また県としては職員の採用を積極的に行っていますが、現実的には多数の欠員が継続しています。その結果、職員の負担が増大し、残業が恒常化することで職員が疲弊したり、子どもとの面会の頻度が低下していました。

・特に小田原児相の管轄は小さな市町が多く、市町での子ども家庭相談や虐待対応を行う職員体制も十分ではありません。その分を児相職員が担当していますが、本来であれば家族支援のサービスを持つ市町が担った方が適切な支援が行えるケースも、それぞれの役割や専門性による分担が容易でないために児相が担当し、負担増になっていることもあるようです。児相は、市町とともに、この地域の子どもや家族が最善の支援を受けられる方法を検討することが望まれます。

・さらに児相だけでなく県内の児童福祉従事者の不足があり、施設でも職員不足によって定員を満たす児童の受け入れができない状況となっています。これが子どもの支援やその選択において、制約となっています。

・この状況を打破するのは簡単ではありませんが、対応策の一案として外部機関の増設と活用が考えられます。一つ目は社会的養護の受け皿である里親の拡大であり、そのために、県ではリクルートや研修、委託後のフォローアップを担う里親支援センター（以下、「里セン」とする）を来年度県内に1カ所設置する予定であるとお聞きしました。しかし、将来的にはできれば県内の各児相に1つずつ設置されることが望ましいと考えます。そうすれば家庭からの分離が必要な子どもが長期に制限の多い一保で保護されることも回避できますし、里親へのきめの細かい支援が可能となります。さらに短期限定の養育里親を募集することで里親に一時保護委託をすることができると、子どもの負担も減ると思われま

す。二つ目は、今年10月に1カ所開設した児童家庭支援センター（以下、「児家セン」とする）も児相ごとに設置し、指導委託をしたり、家庭訪問や保護者の病院受診への同行などを依頼すれば、福祉司の負担は減ると思われま

す。つまり在宅支援を手厚くすることで、家庭から分離する子どもの数を減らすことが期待できます。ある自治体では「児家センを2年間で1カ所から7カ所に大幅に増やした結果、その2年後に児相の虐待相談が2割減った」という報告もあります。家庭からの分離は子どもにも保護者にも負担が大きいので、それを回避するためにも、ぜひ児家センの増設を検討していただきたいと思

○職員体制・役割の見直し

・福祉司が費用認定や費用徴収事務も行っていますが、福祉司はその専門性を生かす業務に特化し、これらの事務については、事務職が担当するといった業務の見直しも検討すべきでしょう。

・SVはどこの児相でも負担が大きいのですが、小田原児相のSVは担当職員数の多さと関係機関との連携が必ずしもスムーズでないことから、ケース対応に追われており、結果的に職員が適時に相談できない事態が生じています。

欠員状態のためすぐには難しいと思われま

す。かつて配置されていたSV補佐の配置の復活も望まれるところで

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の欠員が常態化している中、職員の負担も過重になっていると拝察します。今年度は病休や新たな退職は出ていませんが、職員の権利が守られずに子どもの権利は保障できません。現状に甘んじることなく、組織的に改善すべき点があれば積極的に提言していく姿勢が必要です。 ●そのためにも年休等はしっかり取り、ご自身の心身の健康維持にご留意ください。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ●小田原児相として、職員の資質の向上と新たな職員の確保、職員へのケアに留意されていることは確認しました。しかし多数の欠員と児童養護施設等の満員により、結果として一時保護の長期化、適切な施設に入所できない、適切な時期に一時保護ができないなど、子どもたちの権利が保障されていません。 ●またアンケートの結果から、市町や施設・里親との意思疎通が不十分であるとの印象を受けました。小田原児相独自で市町職員を対象とした研修等を実施し、その専門性を高めていく働きかけを行っていますが、その前提となる信頼関係の形成には、各関係機関の実情に応じた丁寧な説明や対応が求められるところです。今回のアンケート結果を踏まえて、今一度意見交換の場を設けてみてはいかがでしょうか。
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ●一番の課題は児童養護施設等の入所が困難な事態です。これは首都圏全体の課題でもあり、県としても取り組んでいる様子はいかがでした。しかし現在県で検討されている一保の定員増床だけでは根本解決にはなりません。①一時保護ができる場所の確保、②里親等の社会的養護の受入数（キャパシティ）の拡大、③家庭からの分離を増やさないための在宅支援の充実、の3つを同時並行的に進める必要があります。 ●①については、一保のない児相管内に一時保護専用施設を各1カ所設置するよう、県主導で児童養護施設等への働きかけが必要です。 ●②については、里センを来年度1カ所、再来年度に2カ所の設置を予定しているとのことですが、迅速な対応を望みます。最終的には、各児相管内に1カ所の里センの設置が望ましいと考えます。 ●③については、児家センの今後の増設が難しいようですが、児童養護施設等だけではなくNPO等幅広く運営主体を公募されてはいかがでしょうか。 ●なお職員からは保護者との連絡手段としてメッセージアプリの使用希望があり、保護者と繋がりにくいという実情が窺われました。県の情報管理規定との兼ね合いがあると思いますが、連絡が取りにくい保護者の中には「メッセージアプリなら可能」という方も多いようです。県の現場の状況を踏まえ、調整に動いていただくことを期待します。

国	<ul style="list-style-type: none">● 児相と市町村等が、対等な立場でお互いの専門業務を推進していくためには、共通の専門性を有することが有効と考えられます。現在は、2026（令和8）年度までのこども家庭センターの全国展開に向けて取り組みを強化しているところですが、今後は児相とともに、市町村こども家庭センターへのこども家庭ソーシャルワーカーの配置に向けて、一層の取り組み強化を期待します。● 全国の児相で工夫されていますが、児相の夜間休日の職員体制について、勤務状況の把握を国が率先して行う必要性が高いと考えます。
---	--

第 I 部子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・児相の職員は全員、福祉職などの専門職であり、子どもの権利擁護の重要性については1年目の職員から管理職まで共通認識となっていました。・子どもの意見聴取等措置の義務化に伴い、児相システムに子どもの意向を書き込む様式が加わり、援助方針会議では、その様式も確認しながら検討が行われていました。さらに子どもの声を聞く仕組みとして「チームあどぼ（意見表明支援員）」による面接を行うなど、制度的に整備されています。・また子どもの権利ノート（以下、「権利ノート」とする）が、それぞれ年齢に応じて作成され、特に年長児用の権利ノートの最後にはメモ欄があり、交換日記のように職員が子どもにメッセージを随時書き込むようにしていることは、子どもと職員をつなぐ機会になっていると評価できます。・なお職員が積極的に子どもの意向を聞き取っていることは、子どもアンケートで、「家族のことを教えてくれる」「話をよく聞いてくれる」などの評価が高い点からも確認されました。・家族合同ミーティング（子どもや保護者と児相や関係機関職員が集まり、現状の確認や今後について話し合う会議）で子どもや保護者の意向確認と児相が危惧するリスク回避の方法の検討を行い、家庭復帰について当事者と一緒に積極的に取り組もうとしている姿勢は子どもの意向を尊重する取り組みとして高く評価します。 <p>【改善が必要な点】</p> <ul style="list-style-type: none">・職員は子どもの権利擁護や最善の利益を意識した業務を誠実に行っていました。ただ、施設入所や里親委託時に配布される際に権利ノートの作成意図が子どもたちに説明されず、配布時の説明や年1回行われる措置・委託中の子どもとの権利ノートを使った面接の仕方について、新人職員には伝達されていませんでした。子どもの権利擁護を大切にしてきた県の伝統を引き継ぐためにも、新人職員へのていねいな説明が必要と思われます。・なお県全体の課題ですが、一時保護中の子どもに渡される、権利説明の書かれたノートの内容は、「一時保護のしおり」のように一保での生活の紹介に近い内容になっています。権利ノートには、①子どもの権利の説明、②一保内で守られる権利の紹介、③制限される権利の理由の3つの記載が必要であると考えます。さらに子ども自身が児童福祉審議会（以下、「児福審」とする）に申し立てる権利があることの記載がありません。児童福祉法改正を踏まえた権利ノートの作成が必要です。・一保の定員超過、施設や里親への措置・委託が困難な状況から、子どもの意向に対して適正に応えられていない対応が行われています。全体総評で詳しく述べていますが、職員は子どもの権利擁護を大切にした業務に取り組まれているものの、現状は子どもへの権利侵害であることを自覚し、抜本的な取り組みが必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・県全体の取組みですが福祉司は福祉職として採用され、また心理司や保健師等の専門職による児相運営が所長から職員まで行われており、充実した体制です。また親子支援チームを設置し、家庭から分離した子どもと保護者をつなぐ取組みも全国のモデルになる取組みと評価します。・組織として所長をはじめとして職員が一体となって体制を整えていこうと努力している様子が窺えました。また職員間の関係が良好で、若手職員が相談しやすい雰囲気を感じられ、職員の心理的安定性が確保されていました。・保健師が複数配置になったことで、乳児の訪問調査への同行、乳児以外にも受診同行、健康教育など支援の幅が広がったとお聞きました。国の配置基準だけでなく、現場の実情や声を反映した職員配置に今後も努めていただきたいと希望します。・福祉司任用前研修に、児相に初めて勤務する会計年度任用職員を含めた全職員が参加するなど、研修は充実しています。さらに週1回の援助方針会議前、30分程度の「ミニ研修」を年間を通して実施しています。研修のテーマは担当者で話し合っ決めて、今までに「通告の受け方」や「警察・検察との協同面接」をテーマにした研修などが行われており、実践的で役立つと現場の職員からも好評でした。・弁護士の勤務時間を2倍にし、ひとりの弁護士が週1回一日（6時間）勤務するなかで会議の出席とケースの相談を受けています。また法的対応については別の弁護士に委託することも可能であり、弁護士配置のあり方としては評価できます。・子どもの発言や意向を児相システムの別欄に書き出すなどの内部のルールも子どもや保護者向けの文書もきちんと整備されていました。 <p>【改善が必要な点】</p> <ul style="list-style-type: none">・最大の課題は多数の欠員状況です。県としても定員確保に努力されていますが、欠員状態が続いています。この状況の抜本的な改善が望めないようであれば、児相業務の見直しが必要であると思います。例えば里親のリクルートや研修は里センに任せてはいかがでしょうか。また市町村支援や相談ニーズのある保護者への継続支援を児家センに任せると、サービスを充実しながら児相の負担軽減を考えてもよいかと思えます。また福祉司業務の一部外部化を検討されてはいかがでしょうか。特に福祉司の業務の一部を事務職が担うことで、費用認定や滞納督促などの業務負担軽減が図られると思われま。・SVが現場に出る場面が多く、SVが所内にいないなど、実際に相談したいときに相談しにくい事態があるようです。

またかつて配置していた SV 補佐の復活を望む声も聞かれました。このあたりに改善の余地があるものと思われます。

・里親担当者は 2 人いますが、「里親支援業務に特化した SV が必要ではないか」という職員の意見もお聞きしました。本報告書では里センの増設を申し上げていますが、県として里セン、児相の里親担当、施設の里親支援専門員の役割分担や里親増加への取り組みについて、総合的に検討すべきと考えます。

・小田原児相に一保が設置されておらず、週に 1 回は保護された子どもに会うよう福祉司と心理司で手分けしているようですが、付置された児相に比べると、その頻度は少ないと思います。管内の児童養護施設等の協力が得にくいようですが、できれば小田原児相管内で一時保護専用施設を確保し、一時保護された子どもとの面会の頻度を上げることが望まれます。

・児相職員の増加に比べ公用車の台数が少ないように思われます。管轄地域が広い小田原児相ですので、家庭訪問や市町、関係機関との連携強化のためにも、公用車の台数増加は必要と思われます。

・また職員から電話のほか「保護者とメッセージアプリで相談を行える仕組みがあればいい」との提案がありました。県の情報管理の考えもあるかとは思いますが、児相業務の特殊性から、時代に応じたメディアの活用も検討されてはいかがでしょうか。

・なお夜間休日勤務の際の勤務の記録が実情を反映していない可能性があり、実働に応じた記録を残すことを徹底させる必要があります。勤務状況を正確に記録することが職員体制の改善などにもつながります。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・虐待ケースに限らず一時保護された子どもの状況について、毎週の援助方針会議で確認されている点は、子どもへの対応を一保に任せきりにしない対応として評価します。・虐待通告に対しては、目視による安全確認は適正に行われています。市町が定期的に訪問・面接しているケース等については目視を行っていない事例もありますが、組織的に判断した結果です。・夜間の緊急対応は2人の課長および5人のSVが交代で行っており、勤務時間内の緊急受理会議は所長室で随時開催されるなど、適切な虐待対応ができる体制が整備されていました。・職員数の増加により職員全員が入れる部屋がないという理由ではありますが、援助方針会議がWeb会議システムで行われ、参加者は自席から会議に参加できます。その結果、電子ファイル化された各種資料を各自で確認しながら援助方針が決定されていました。会議室に入り切れないために参加者を制限している児相が多いなか、OJTを兼ねた全職員参加の方法として評価できます。・なお、ほとんどの職員が事務所にいない時の対応について、在庁当番をおいて対応していることについては評価できますが、定数分の職員を補充できれば、この問題も解消できるのではないかと思います。 <p>【改善が必要な点】</p> <ul style="list-style-type: none">・県内の一時保護所は恒常的に定員を超過しており、それでも一時保護が必要と思われる子どもについては適宜保護が行われています。しかし、この状況下でその必要性そのものの判断が後退してしまうことや、保護された子どもの生活の十分な保障が難しくなることが懸念されます。これは、子どもの権利の保障や生命の安全の観点からも看過できない状況であり、早急な改善が必要であると考えられます。・援助方針会議は、1日半の会議で約200件のケースの検討を行っています。その多くは「報告」であり、一時保護ケースは毎週行われています。保護児のケースの進行管理は先ほど評価した通り大事なことではありますが、やや冗長であり、職員の拘束時間が長すぎるように思えます。児相システムに記録されている報告は省き、検討すべき事例に絞るなど、会議の効率化を検討してはいかがでしょうか。・ただ県内各児相が同じ時間に援助方針会議を開催している関係から、Web会議システムであっても、援助方針会議に一保職員が参加できない状況です。援助方針の決定に際して一保での行動観察の結果は必須であり、解決に向けたご検討をお願いします。・市町と「うまくいっていない」という認識は児相もお持ちですが、援助方針会議では市町や関係機関の意向は話題にならず、在宅支援ケースでも市町が持つ子育て支援サービスの利用は話題になっていませんでした。小田原児相では市町との協力関係の構築に努力しているものと思われそうですが、アンケート結果からは市町の受け止め方と齟齬がみられました。市町との連携・協力関係の再構築が必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	B
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none">・里親委託や施設入所の際のフローチャートがあり、家庭養護の原則を踏まえた措置の基準が共有されていることは評価されます。・施設入所中の子どもには月 1 回の面接を所内で目標とし、意識づけしていることは評価できます。特に措置児童は権利ノートを使用した面接日を記入するリストがあり、里親委託児童は里親進行管理表に面接等の予定と実績を記入することで放置（施設に任せっぱなし）を防ぐ取り組みとして評価できます。・毎年 7～9 月に、施設と日程を調整した上で、当該施設に小田原児相から措置している子どもの担当福祉司らが同日に訪問し、職員とともに各児童の自立支援計画を策定しています。こうした取組が年 1 回実施されています。 <p>【改善が必要な点】</p> <ul style="list-style-type: none">・繰り返し述べていますが施設の入所困難な事態が恒常化し、子どもの状況や特性に合った施設や里親を選ぶより、「家庭に帰せないの、入れる施設に入所させる」という選択になっています。与えられた選択肢の中で最大限の判断をしていると感じられますが、乳児院・児童養護施設等の可能な受入が不足している状況で入所措置が採られている現状は、子どもの最善の利益を考慮した対応とは言えず、実質的に子どもの権利が侵害されていると言わざるを得ません。一方、子どもの特性に合った施設に入所させられない事態は、施設職員の疲弊とさらなる児童養護施設等の枯渇にもつながっています。これは個々の職員の努力では対応できない状況であり、抜本的な対応が必要です。・また施設入所中の子どもには「原則、月 1 回の面接」を意識している福祉司も、緊急対応に追われて定期的な入所児との面会ができず、そのことによる施設からの不満も多くありました。在宅支援と施設入所中の子どもの両方を担当する今の仕組みの再検討が必要かもしれません（例えば、ある自治体では、里親委託・施設入所になった子どもは「施設係」が一括して担当しています。そのため委託・入所中の子どもとは定期的に接触することができます。ただし「施設係」は分離になったいきさつに直接かかわらないため保護者とは新たな関係作りが必要なので、どちらがよいとは言えないかもしれません）。・施設アンケートには「大変な時に児相が助けてくれない」という意見がありました。その一方で、個別事例の話を書く限りにおいては、丁寧な対応をしているように感じました。この意識の「ズレ」を埋めるために、児相の判断を理解してもらえよう、施設・里親にわかりやすく伝えることがポイントとなると思われます。児相としては施設での緊急事態に際し、一保がいっぱいですぐには保護ができない、職員が各自の業務で出払って対応できる職員がいない、という事態が生じていることが確認されました。しかし施設からの SOS に応えきれないことにより、ますます施設との関係が悪化してしまうことを危惧します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	B
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p>【優れている点】</p> <p>・里親担当を2名配置し、地区担当と同行して訪問支援を行うなど、小田原児相内で連携が図られています。また県域ではありますが来年度に1カ所、再来年度に2カ所の里センの増設を予定していることは評価できます。</p> <p>【改善が必要な点】</p> <p>・児童養護施設等の満床状態のなか、里親委託をさらに推進していくことが現状打破の鍵となる取り組みと思われませんが、里センを来年度に県内1カ所設置するという計画では、対応時期として遅いのではないかと恐れ、より早い段階での取り組みも望まれます。全国比較では登録率、委託率とも低い状況にあることから、まずは児相と施設の里親専門相談員、里親会、フォスティング機関等と共同し、里親登録数を増やすための取り組みを重点化してはいかがでしょうか。里親の急増は短期的には困難でも、時間をかけて里親の数を飛躍的に高めた自治体は複数あるので、その知見や情報を早急に得て、積極的な里親開拓に取り組んでいただきたいと思います。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第VI部家族とのかかわり・家族への支援

－子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか

家族に対して必要な支援が行えているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p>【優れている点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体での取り組みですが、福祉司と心理司の2人から成る親子支援チームによる親子関係調整を組織的に取り組んでいる点は、子どもや保護者に寄り添って丁寧な支援ができていると高く評価します。 ・家族合同ミーティングなど、当事者と支援者が一緒になって今後について話し合う機会を積極的に設けている点については、当事者の意向や権利を尊重した取り組みとして高く評価します。 <p>【改善が必要な点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援は基本的に市町村のサービス提供が伴うことが多いのですが、小田原児相管内の市町では、虐待対応経験の少ない職員も多いようです。児相だけでなく、他機関と話し合いを重ねて連携を深めていく関わりを市町と築き、重層的な支援ができることが理想です。そのため、例えば、児相が主催する家族合同ミーティングに市町職員の参加を求め、家族が抱える課題の理解や市町の具体的な支援策を一緒に考えるのはいかがでしょうか。 ・児家センは市町村支援も業務ですので、市町の相談を受けたり、市町に替わって家庭訪問をする、病院受診に同行するなど、家族支援を充実させることも可能です。必要な支援を「誰が担うか」で児相と市町が対立するより、担える機関を増やすことが重要ではないかと思えます。 	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	S
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅶ部市区町村や関係機関との連携

－ 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか

児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p>【優れている点】</p> <p>・市町村が相談支援に関する技量を高めることは、児相が児相ならではの業務へ集中できることに繋がるため、重要なポイントとなります。この点について、年 6 回に及ぶ要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）サポート講座の主催実施や、日常の相談業務での支援を通じて、市町の相談対応力向上に向けた取組みを意識的に進めていることが確認できました。なおこの講座は、市町の要望と児相のメッセージを調整しながら実施されており、市町と児相の共通認識の形成を児相から行っている、全国でも数少ない取組みであると高く評価します。</p>	
<p>【改善が必要な点】</p> <p>・市町からの相談に迅速かつ適切に対応できていないという市町の評価について、市町村支援担当職員の配置が中央児相に一人配置のみであるということも関係していると考えられます。また小田原児相で市町村支援担当を担っている職員は他の業務との兼務であり、主に虐待の初期対応や研修を担当しています。つまり市町が困った時に即時相談できる職員は児相にいません。個々の事例では児相と市町と意見の相違が生じる場合も多いため、①児相内で事例にかかわらず市町の相談に対応できる職員を配置する、②児家セン等両者に対して中立な機関を活用する等、の対応が考えられます。ご検討ください。</p> <p>・市町との関係では、前記①の職員配置により、市町への送致後も、市町が困ったときにいつでも SV 的に助言したり、必要に応じて同行したり、再度ケースを児相に引き上げるなど、共に地域の子どもを支援する姿勢を行動で示すことができます。そのように、市町に対して適切な支援を行いながら信頼関係を構築していくことにより、市町が自然と自立し、児相職員の負担も軽減することが期待されます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか	S
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A